平成３０年（フ）第１６３号
東京都東大和市向原６丁目1223―３―102
破産者　富岡さちえ
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３０号
東京都荒川区町屋２丁目18―２
破産者　浅井　亮太
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５７号
千葉県船橋市古作３丁目１―26
破産者　光井　　秀
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２２号
東京都大田区田園調布本町13―11、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区南３丁目３番12号
破産者　株式会社サナートサナート
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２３号
東京都大田区南雪谷１丁目15―24―303
破産者　磯野　悦子
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４４５号
東京都江戸川区平井６―71―４　谷方201、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区平井７丁目25番28号
破産者　株式会社光電社
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４４６号
東京都江戸川区平井６丁目71―４―201
破産者　北村　敏孝
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４８０号
東京都豊島区西巣鴨１丁目21―13―104
破産者　中野　　香
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５０１号
東京都台東区東上野１丁目６番２号　東陽ビル、商業登記簿上の本店所在地千葉県銚子市川口町２丁目6528番地の19
破産者　株式会社銚子のいわし屋ＨＬＤ.
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５０２号
東京都新宿区大久保２丁目15―21―202
破産者　泉　　義晴
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５３８号
東京都葛飾区柴又２丁目２番29号102号
破産者　株式会社寺田製作所
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５３９号
東京都葛飾区柴又２丁目２―29―102
破産者　寺田　　平
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５４０号
東京都渋谷区西原１丁目15番５号
破産者　エム・シー・エフ株式会社
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５４１号
東京都渋谷区西原２丁目44―12
破産者　松村　隆司
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６４１号
東京都練馬区大泉町３丁目28番32号
破産者　峡東建設株式会社
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６５１号
東京都文京区本駒込１丁目24番16号
破産者　株式会社ゴールデン・サン
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６５２号
東京都北区豊島１丁目38―９―404
破産者　鈴木　久雄
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６５３号
東京都北区豊島１丁目38―９―404
破産者　鈴木　里美
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６６５号
東京都大田区池上５丁目21番８号
破産者　有限会社鈴平商店
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６６６号
神奈川県横浜市瀬谷区阿久和西２丁目32―４
破産者　鈴木徳一郎
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７２７号
東京都八王子市打越町1290番地
破産者　有限会社サンデー
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７２８号
東京都八王子市上柚木1034―１　メゾンＫ105
破産者　大城美津子
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部